

## 被害者支援の立場からの刑法 39 条、医療観察法の法的整理のまとめ

昨年 11 月に設置された「被害者の立場から刑法 39 条及び医療観察法の法的整理を考えるワーキングチーム」での 5 回に渡る検討会の議論についてのまとめ報告です。

### 1. 犯罪被害者の立場から刑法 39 条、医療観察法の法的整理の意義

#### <法的整理の目的>

\*刑法 39 条により不起訴となった殺人等重大事件の被害者に対し「犯罪被害者等基本法」を適用し、被害者の法的権利を回復することの正当性を論証する。

#### <現状の問題点>

\*精神障害により殺人等の重大他害行為を犯した加害者が、精神鑑定により「心神喪失により責任を問えない」と判断された場合、検察は刑法 39 条により不起訴処分とし、刑事事件としては終結し裁判（公判）は開かれない。

\*結果加害者は容疑者（被疑者）から医療観察法の「対象者」として医療機関での手厚い処遇を受けるのに対し、被害者は「事件は存在しない」ことにより法的立場を失い実質的に「犯罪被害者等基本法」の対象から排除される。

#### <法的整理の正当性>

\*刑事司法は、裁判や医療観察法等における加害者の処遇変化に拘わらず、被害者の精神的・身体的被害の回復、刑事手続きにおける被害者の適切な関与の施策拡充、関係機関による被害者支援体制の整備推進等を基本理念に掲げている。

\*従って、犯罪被害者の尊厳に相応しい個人の権利を保障する「犯罪被害者等基本法」は、刑法 39 条により不起訴となった事件の被害者に対しても適用される。

\*「医療観察法」においても、「審判」（事前協議含む）、「入院処遇」、「通院処遇」の各段階で被害者の参加・関与を機械的に排除せず、対象者の症状改善に資すると判断される場合は必要に応じて適切に考慮されるべきである。

以上により、今回刑法 39 条事件の被害者に対してその尊厳に相応しい権利が保障されていることを単に道義的・倫理的な正当性の主張に止まらず、法的なロジック（論理性）とエビデンス（根拠）に裏付けされた法的整理としてまとめたもので、今後専門職等関係者を含む幅広い市民的な論議・意見交流等を通じて要望・提言として具体化します。

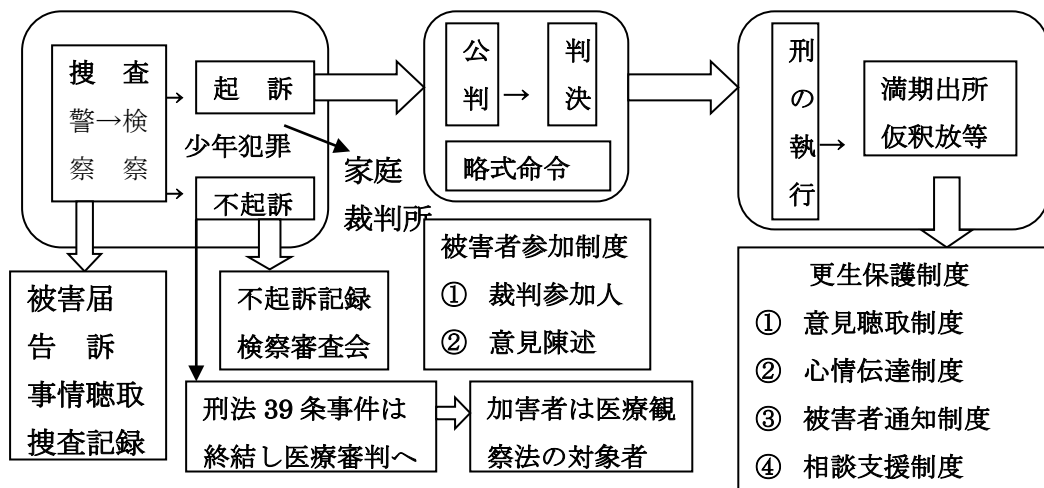
## 2. 刑法 39 条被害者の法的救済の手順

### (1) 犯罪被害者等基本法の概要の確認

- ① 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。(2条2項)
- ② 犯罪被害者等がその被害に関わる刑事手続きに適切に関与できるようにするための施策を講ずる。(2条3項)
- ③ 国及び地方公共団体の責務として「基本計画」の策定、「条例」の制定等を実施する。(4条・5条)
- ④ 犯罪被害者等の名誉・生活への配慮等国民の努力目標を規定する。(6条)

### (2) 刑事手続きと被害者支援の流れ

<捜査段階での被害者支援> <公判での被害者支援> <裁判後の被害者支援>



### (3) 刑法 39 条事件被害者が回復すべき諸権利

- ① 不起訴記録等の情報開示
- ② 裁判における被害者参加制度
- ③ 更生保護制度による犯罪被害者等の支援施策
- ④ 医療観察法における加害者の処遇情報

### (4) 刑法 39 条被害者の権利回復の法的手順

前提として刑法 39 条による加害者の処遇に拘わらず、被害者としての権利は他の犯罪被害者と同等に、その発生段階から処遇の最終段階まで保障されるという基本理念を確認することである。その立場から現行の制度を根本から見直し適切な運用措置を確定し、必要な法的措置を講ずる。更にその結果について関係機関に周知徹底するとともに、国民・市民に向けて広報する必要がある。

### 3. 刑法 39 条・医療観察法の法的整理についての意見・要望（案）

- (1) 刑事訴訟法・犯罪被害者等基本法・医療観察法等の適用対象範囲について、「刑法 39 条により不起訴となった事案の被害者等を含む」ことを明示すること。
- (2) 刑法 39 条により不起訴となった事案について以下の被害者支援を実施すること。
  - ①精神鑑定書の提示と内容の説明。
  - ②不起訴となった理由（不起訴記録）を被害者に提示すること。
- (3) 刑法 39 条によって不起訴となった事案について「医療審判」（事前協議を含む）への被害者等の参加を保障すること。
  - ①裁判所が認めた場合、審判合議の構成員として被害者又は代理人を参加させる。
  - ②医療審判への被害者又は代理人の参加と意見陳述を認める。
- (4) 対象者の更生・社会復帰に資することを前提に、「医療観察制度」における入院・通院処遇期間の被害者参加を保障すること。
  - ①入院処遇期間の被害者参加の仕組みとして「更生保護制度」を準用し、対象者の処遇情報通知、被害者心情伝達、被害者意見聴取等を行う。
  - ②通院処遇への移行期間においても医療機関・社会復帰調整官・行政関係者等による協議への被害者の参加を保障する。
  - ③医療観察法による処遇終了後の地域福祉支援への被害者参加の継続
- (5) その他の要望事項
  - ①精神的・経済的な損害に対する犯罪被害者損害賠償制度の設置を。
  - ②「犯罪等給付金」の民事損害賠償金・労災給付金等他の経済的助成金との併給を認めること。
  - ③北海道に指定入院医療機関の設置を。